

## 平塚市木造住宅耐震診断技術者登録要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱（以下「耐震補助金要綱」という。）に定める耐震診断、耐震補強設計又は現場監理を行う耐震診断技術者の登録を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領に定めのない用語の定義は、耐震補助金要綱による。

### (登録資格等)

第3条 耐震診断技術者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 平塚市、茅ヶ崎市、厚木市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町又は寒川町に在勤すること。
- (2) 建築士法第2条第1項の規定による資格を有する建築士であること。
- (3) 建築士法第23条の規定により建築士事務所の登録をしている設計事務所に所属していること。
- (4) 平成24年度以降に実施された、神奈川県が主催する「木造住宅耐震実務講習会」（技術者向け）又は一般財団法人日本建築防災協会が主催（または共催）する診断マニュアルに関する講習会（以下「講習会」という。）を修了していること。
- (5) 建築士法第22条の2第1号から第3号に規定する定期講習を修了していること。

### (耐震診断技術者の業務等)

第4条 耐震診断技術者の業務は、別表で定める耐震化促進事業の区分に応じ同表に定める業務とする。

### (耐震診断等の料金)

第5条 耐震診断の料金は、以下のとおりとする。

- (1) 一戸建ての住宅（延べ床面積が150㎡以下の場合） 9万2千円（消費税を含む。）
- (2) 一戸建ての住宅（延べ床面積が150㎡を超える場合） 10万1千円（消費税を含む。）
- (3) 兼用住宅（延べ床面積が150㎡以下の場合） 8万4千円（消費税を除く。）
- (4) 兼用住宅（延べ床面積が150㎡を超える場合） 9万2千円（消費税を除く。）

2 耐震診断技術者は、耐震診断、耐震補強設計又は現場監理の料金について、あらかじめ依頼者に見積りを提示し了解を得たうえで業務を行うこと。

### (耐震診断技術者の責務)

第6条 耐震診断技術者の責務は、以下の各号に掲げるものとする。

- (1) 市民が安心して耐震診断及び耐震補強工事ができるように誠意をもって業務にあたること。
- (2) 各業務については、耐震診断技術者の責任において自らが行うこと。
- (3) 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (4) 指定された料金を超える報酬を受け取らないこと。

### (登録の申請)

第7条 登録を受けようとする者は、平塚市木造住宅耐震診断技術者登録申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 建築士の資格を証する書面の写し

- (2) 建築設計事務所の登録を証する書面の写し
- (3) 第3条(1)に掲げる区域への在勤を示す書面の写し
- (4) 第3条(4)及び(5)の講習会の修了を証する書面の写し
- (5) その他、必要と認められる図書

2 市長は、前項の登録申請書を受理したときは、速やかに資格審査を行い、登録を適当と認めた場合は、平塚市木造住宅耐震診断技術者名簿(第2号様式)に申請者の氏名等を登録し、平塚市木造住宅耐震診断技術者登録決定通知書(第3号様式)により申請者にその旨を通知し、平塚市木造住宅耐震診断技術者証(第4号様式)を交付する。

3 市長は、前項の平塚市木造住宅耐震診断技術者名簿を一般に公開するものとする。

(登録の変更)

第8条 耐震診断技術者は、前条第1項の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに平塚市木造住宅耐震診断技術者登録申請書(第1号様式)に変更内容の確認ができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(登録の有効期間)

第9条 耐震診断技術者の登録の有効期間は、平成27年4月1日から5年間とする。

2 前項にかかわらず、市長は有効期間を変更することができる。

3 市長は、前項により有効期間の変更を行う場合は、文書にて耐震診断技術者に通知する。

(登録の取消し)

第10条 市長は、耐震診断技術者が次のいずれかに該当する場合は、当該耐震診断技術者の登録を取消すことができる。

- (1) 第3条の登録資格を欠いた場合
- (2) 耐震診断技術者の業務を適切に行わなかった場合
- (3) 耐震診断技術者の責務に反する行為があった場合
- (4) 自ら登録の抹消を申し出た場合
- (5) 前4号に掲げるほか、市長が耐震診断技術者として不適切と判断した場合

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、耐震診断技術者の登録について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行時期)

1 この要領は、平成27年3月1日から施行する。

2 第5条については、平成30年4月1日から施行する。

(有効期限)

3 この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(廃止)

4 平塚市木造住宅耐震診断技術者登録要領(平成24年5月1日施行)は平成27年3月31日をもって廃止する。

(令和元年10月1日前に決定通知等がされている場合の耐震診断の料金)

5 令和元年10月1日前に耐震補助金要綱第7条の規定による耐震診断事業の決定通知又は耐震補助金要綱第10条の規定による通知がされている場合、かつ、令和元年10月1日以降に耐震診断事業が終了した場合の耐震診断の料金は、第5条第1項の規定を適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

別表（第4条）

耐震化 促進事業	業 務	業務の内容	
耐震診断 事業	耐震診断	既存建物調査	<p>診断マニュアル第8章「調査方法」に従い地盤、基礎、耐力要素等について現地調査を行う。ただし、老朽度と劣化の調査については精密診断法の仕様で調査を行う。（天井裏、床下等へ進入し調査を行う。）</p> <p>また、住宅の外観・内観の他に、耐力壁（種類と厚み）・有開口壁（下がり壁、開口部、腰壁の位置関係）・筋交い（厚みと向き）・劣化箇所・火打ち材・基礎等がわかる写真を撮影する。</p>
		耐震診断計算	<p>現地調査に基づいて、一般診断法または精密診断法による計算を行う。</p>
		報告書の作成	<p>現場の調査記録（写真を含む。）、耐震診断経過及び結果、講評（補強の見通しを含む。）、間取りや耐力要素及び劣化要素がわかる図面、補助申請に必要な図書を作成する。</p>
		業務の説明	<p>依頼者及び市へ耐震診断内容の説明を行う。</p>
耐震補強 設計事業	耐震補強 設計	補強計画の立案	<p>耐震診断結果を分析のうえ補強計画を依頼者に提案、打合せを行い、計画を確定する。</p>
		工事図面及び仕様書の作成	<p>平面図、補強内容のわかる図書（仕様書等）及び詳細図を作成する。</p>
		耐震診断計算	<p>補強計画に基づいて、原則、精密診断法による計算を行う。（一般診断法も可）</p>
		補強工事費の見積り	<p>施工者から見積りを取り、内容の精査を行う。</p>
		報告書の作成	<p>耐震補強設計図書の取り纏め及び補助申請に必要な図書を作成する。</p>
		業務の説明	<p>依頼者及び市へ耐震補強設計内容の説明を行う。</p>
耐震補強 工事業	現場監理	工事監理	<p>設計図書通りに現場の施工がされているかの確認、各工程の施工確認、施工者への指導を行う。</p> <p>また、各施工箇所における解体後の状態と、各施工工程（屋根葺き材、筋交い、接合部金物、アンカー、構造用合板等の面材とその受材、配筋、基礎打ち増し、劣化箇所の改善、仕上げ等）状況の写真を撮影する。</p>
		検査立会い	<p>市による検査（中間及び完了時）に立会う。</p>

		報告書の作成	施工・監理の記録（写真を含む。）の整理及び補助申請に必要な図書を作成する。
		業務の説明	依頼者及び市へ耐震補強工事内容の説明を行う。
その他	啓 発	市民への、耐震診断及び耐震改修工事に関する啓発を行う。	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各報告書は、依頼者への報告用及び市長への提出用として各一部作成すること。</li> <li>2 耐震診断計算を行う際に使用することが出来る診断プログラムは、日本建築防災協会による「木造住宅耐震診断プログラム評価（2012年版診断法）」を取得したものとする。</li> <li>3 診断マニュアルに関することは、一般財団法人日本建築防災協会に問い合わせること。</li> <li>4 写真はA4用紙にカラーで印刷し、撮影位置とその状況について記入すること。</li> </ol>			